

藤岡第一中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付かにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

6 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

【 いじめ防止に関する年間指導計画 】

月	活 動 内 容
4	○ 保護者への「藤岡第一中学校いじめ防止基本方針」の周知 ○ 教育相談、スクールカウンセラー活用事業に関する通知等の配布
5	○ 家庭訪問時、保護者に「人権啓発リーフレット」を配布 ○ いじめ防止のための調査
6	○ チャンス相談 ○ いじめアンケートの実施
7	○ いじめ防止のための調査
8	○ いじめ防止に関するチェック（全職員）
9	
10	○ いじめ防止のための調査
11	○ 三者相談 ○ いじめアンケートの実施
12	○ 校内人権集会 ○ いじめ防止のための調査 ○ いじめ防止に関するチェック（全職員）
1	○ 教育相談（3年生）
2	○ いじめ防止のための調査 ○ 教育相談（1・2年生）
3	